

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

(住所、氏名 省略)

### 2 請求書の提出

平成 29 年 3 月 24 日

### 3 請求の趣旨

山形県職員措置請求書（以下「請求書」という。）による主張事実の要旨及び求める措置は次のとおりである。

なお、請求書の原文に即して記載した。

#### (1) 主張事実の要旨

法人である A 社（以下「A 社」という。）の所有する 3 階建ての事務所ビルに対する移転補償費に関して、誰が見ても明らかに道路拡幅に無関係の建物にもかかわらず、多額の税金が投入されたことは大問題であり、虚偽の関連移転と言わざるを得ない。対象外の物件を関連移転物件とするために、虚偽の文書作成を A 社及び県の担当課職員がコンサルタント会社に指導及び指示し、虚偽文書作成させたことは、あたかも正当性があるかに見せかける詐欺行為であり、公務員として許し難い行為であるとともに、違法行為（虚偽文書の作成を主導した）にもつながるものである。

この様な重大案件について職員が独自判断で動くことはないのも、その責任は最高責任者の知事にあることは明白である。

よって、知事が不当な支出を組織的に執行させたことは、重大な公金の不当支出に該当する。

#### (2) 事実証明書

請求に際し、提出された事実証明書は次のとおりである。

- ① 上空写真（全体） 1 枚
- ② 取壊前の対象建物の写真 1 枚
- ③ 補償金及び関連移転公文書（複写） 1 式

#### (3) 求める措置

- ① A 社の事務所ビルが、関連移転となった経緯、明確な理由及び根拠の開示。
- ② A 社の全ての補償に係る事務処理についての監査。
- ③ 山形県の被った損害を補填すること。

#### (4) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 6 項の規定により、平成 29 年 4 月 26 日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

証拠の提出及び陳述には、請求人 1 名が出席した。

新たな証拠として請求書の内容の補足資料が提出され、請求人は請求の要旨を補足するための陳述を行った。

陳述における請求人の主張は次のとおりであった。

- ① 道路拡幅にかからない建物（事務所ビル）に補償金が支払われたのはおかしい。税金の公平公正な用途から逸脱している。
- ② A社は道路が拡幅する情報を知り得ていたはずなのに、セットバックしないで道路拡幅部分に建物（A社所有の車庫）を建て、補償金を得たことは、税金の無駄遣いでないか。

また、請求人が求める措置としている「A社の全ての補償」とは、陳述及び関係書類により、街路整備事業におけるA社に係る物件移転及び損失補償に関する契約に基づく移転補償であると陳述を得た。

## 4 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項に定める要件を具備していると認め、平成 29 年 4 月 6 日に受理した。

## 第 2 監査の実施

監査は、県当局から提出された書類についての調査及び関係職員からの事情聴取により実施した。

### 1 監査対象事項

A社の所有する補償対象となった建物等に対する移転補償費について

- (1) A社に対する移転補償費に係る用地調査等事務委託で作成した調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、県の担当課職員がコンサルタント会社に虚偽の調査報告書を作成させたものであるか。
- (2) 調査報告書をもとに締結した物件移転補償契約により支出した補償金は、公金の不当な支出に当たるか、また、この支出は県に損害を生じさせたか。

### 2 監査対象部局

- (1) 県土整備部都市計画課
- (2) 村山総合支庁建設部用地課

## 第 3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

県土整備部及び村山総合支庁の関係職員より、「3・4・207山形老野森線街路整備事業」（以下「街路整備事業」という。）におけるA社に関する移転補償に係る契約等の事実関係について聴取し、確認した結果は以下のとおりである。

(1) 街路整備事業の経過

街路整備事業のこれまでの主な経過は、以下のとおりである。

昭和50年6月27日	都市計画決定
平成16年3月10日	街路整備事業認可
平成16年度	用地補償開始
平成21年度	工事着手

(2) コンサルタント会社への指導及び指示について

平成24年9月10日、県とコンサルタント会社との間において3・4・207山形老野森線用地調査等事務委託契約が締結され、平成25年9月24日に当該契約に基づく調査等事務が完了、同年10月24日に委託料が県からコンサルタント会社へ支払われ契約は完了した。

この委託契約においてコンサルタント会社が作成した調査報告書は、山形県県土整備部用地調査等共通仕様書（山形県県土整備部用地事務委託要領（平成21年3月30日付け管第1190号土木部長通知）（以下「用地事務委託要領」という。）別記様式2）及び補償金算定標準書（東北地区用地対策連絡会決定）に沿って作成されていた。

(3) 関連移転について

いわゆる関連移転の対象となるA社所有の建物の特定については、山形県県土整備部用地事務取扱要領（平成24年3月27日付け用地第655号土木部長通知。以下「用地事務取扱要領」という。）第16条第1項第9号の規定及び平成21年6月23日付け管第304号土木部長通知「建物の関連移転に係る取扱い」にのっとり、平成26年2月10日付けで村山総合支庁長から県土整備部長に協議が行われ、同日付けで関連移転補償に係る県土整備部長からの回答で協議が整っている。

その中で、A社の所有する移転補償対象となった建物についての移転工法は、県の指示によりコンサルタント会社が作成した調査報告書において、複数の工法（4案）が提案され、そのうち最も妥当とされた工法が採用されていた。

(4) 契約履行の経過について

請求人が「対象外の物件」と主張する事務所ビルを含む物件の移転補償については、県とA社との間において物件移転に係る補償契約が締結され、履行されていた。

なお、契約履行の経過は次のとおりであった。

平成26年3月20日	物件移転補償契約（移転期限 平成28年3月28日）
平成26年4月23日	前払金支払
平成28年3月18日	変更契約（契約期間の変更） （変更後の移転期限 平成28年5月31日）
平成28年5月31日	物件移転完了
平成28年6月3日	完了検査

平成 28 年 6 月 29 日 残金支払（精算払）

(5) 移転補償費の支出について

上記(3)において採用された移転工法をもとに県とA社との間で物件移転補償契約の締結がなされており、当該契約の締結及び支出手続については、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号（以下「財務規則」という。）及び山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号（以下「専代決規程」という。））にのっとり執行され、契約に基づく物件移転補償費が支出されていた。

なお、物件移転補償費の算定に当たっては、用地事務取扱要領及び山形県県土整備部に属する公共事業に必要な用地の取得に伴う損失補償基準（平成24年3月28日付け用地第657号土木部長通知）（以下「損失補償基準」という。）に基づき実施していた。

(6) 都市計画区域内に建てられた建物の移転補償について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第54条において、都市計画決定から事業認可日までの間は、計画区域内に建物を建築する場合は、次に該当する容易に移転等ができる建築物について、原則許可されることを規定している。

① 階数が二以下であり、かつ、地階を有しないこと。

② 主要構造部（壁、はり床、屋根、階段）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これに類する構造であること。

本件に係る都市計画は昭和50年6月に決定され、A社所有の車庫として使用されている建物（以下「車庫」という。）が昭和62年5月に建築されており、街路整備事業の認可は平成16年3月であること、また、本件請求に係る物件移転補償契約に当該車庫も含まれ補償対象となっていた。

## 2 判断

本件請求については、対象機関への聴取及び関係書類の確認を行い、次のように判断した。

(1) 「A社の事務所ビルが関連移転となった経緯、明確な理由、根拠の開示」について

① 請求人の主張

対象外の物件を関連移転物件とするために、虚偽の文書作成を担当課職員がコンサルタント会社に指導及び指示し虚偽の文書を作成させたことは違法である。

② 判断

補償費算定の対象となる建物等は、道路拡幅により直接用地が買収される土地上にある建物等となるが、関連移転とは、損失補償基準第30条第1項（建物等の移転料）後段で「建物等が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、（中略）当該建物等の全部を移転するのに要する費用を補償するものとする。」と規定されている補償費の算定方法である。

道路拡幅による用地取得後は、A社の製造工程の一部である配送ヤード（製

品をトラック等で搬出するためのスペース)が減少しその機能を十分に果たせなくなるため、従前の配送ヤードの機能を回復するために新たな搬出スペースの確保が必要となり、事務所ビル等が支障となったことが認められる。

このため、配送ヤードの機能回復の方法として、事務所ビルの関連移転を考慮する必要があり、複数工法の中から、費用比較等を行った上で最も妥当な工法を選択し、決定されたことが認められる。

よって、事務所ビルが関連移転の対象とされたことは妥当であり、虚偽文書を作成させる等の行為もうかがえなかったことから、請求人の主張には理由がない。

なお、陳述等から、請求人は公文書等の開示も求めていると解されるが、公文書の開示については住民監査請求の対象となる財務会計上の行為ではないため、監査の対象としなかった。

(2) 「A社の全ての補償に係る事務処理についての監査」について

① 請求人の主張

この様な重大案件について職員が独自判断で動くことはないので、その責任は最高責任者の知事にあることは明白である。

よって、知事が不当な支出を組織的に執行させたことは、重大な公金の不当支出に該当する。

② 判断

請求人が求める措置としている「A社の全ての補償」とは、陳述及び関係書類により、街路整備事業におけるA社に係る物件移転及び損失補償に関する契約に基づく移転補償であるが、移転補償対象となったA社所有の建物に係る調査報告書が、虚偽の内容に基づき作成された事実は認められなかった。

また、この調査報告書を踏まえて最も妥当な工法を選定したうえで、物件移転補償契約の締結がなされ、当該契約に基づき支出されているが、それぞれ財務規則及び専代決規程に基づき適正に手続を行っており、本件移転補償費は公金の不当な支出とは認められない。

(3) 「山形県の被った損害を補填すること」について

① 請求人の主張

山形県の被った損害を補填することを請求する。

② 判断

移転補償に係る移転工法の選定及び補償費算定に係る事務処理について関係書類により執行状況を確認した結果、用地事務取扱要領及び損失補償基準等関係規程等にのっとり適正に執行されているものと認められたことから、違法又は不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実による県の損害は認められない。

(4) セットバックしないで建てた建築物への移転補償費について

① 請求人の主張

A社は道路拡幅を知らずながらセットバックしないで建築物を建て、県から補償金を得て税金の無駄遣いをさせた。

## ② 判断

本件請求に係る都市計画は昭和50年6月に決定され、車庫は昭和62年5月に建築されており、平成16年3月に街路整備事業が認可されている。

都市計画決定から事業認可までの期間において都市計画区域内に建築される建物の建築許可要件が、容易に移転等ができるものとされているのは、将来見込まれる用地買収等の事業を円滑に施行するための趣旨であることからすれば、本件請求における事業認可前に建てられた車庫が移転補償の対象となったことに法令に照らして問題はなく、税金の無駄遣いをさせたとする請求人の主張は認められない。

## 3 結論

本件請求に係る県とA社との間において締結した物件移転補償契約に係る措置請求については、関係書類の調査、関係人の事情聴取を実施した結果、請求人の主張する事実は認められなかった。

以上により、本件請求については、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当するとは認められない。

よって、本件請求を棄却する。